

関西支部賞規程

平成 15 年 7 月 4 日制定

平成 15 年 11 月 14 日改正

平成 18 年 2 月 8 日改正

2014 年 10 月 10 日改正

第 1 条 目 的

電気設備学会関西支部に所属する若手の会員活動を促進するとともに、支部の活性化を図るため、関西支部賞を設ける。

第 2 条 受賞対象者

受賞の対象者は関西支部の正会員とする。

第 3 条 受賞の人数と範囲

受賞者は毎年 2 名程度とし、受賞の範囲は次の通りとする。

- ① 電気設備の技術に関する研究、開発、分析、評価、製造、計画、設計、施工等において優れた業績を挙げた者
- ② 電気設備学会関西支部の活動に功労のあった者

第 4 条 受賞候補者の推薦

受賞候補者の推薦は 2 名以上の支部正会員とする。

第 5 条 推薦方法

受賞候補者の推薦は、別に定める書面（付表 1）をもって、指定期日までに関西支部事務所に提出する。

第 6 条 選考方法

受賞者は別に設けた賞選考委員会で選考を行い、役員会で決定する。

第 7 条 表 彰

表彰は支部通常総会において行い、表彰状に副賞を添えて授与する。

第8条 規程の改廃

本規程について改訂の必要が生じた時は、支部賞委員会で立案、作成し、支部役員会の議決を経て改廃する。

附 則

- 1 本規程は、平成15年7月4日に制定し、同日から施行する。
- 2 本規程は、規程番号の変更及び規程の見直し等により、2014年10月10日に改正し、同日から施行する。